



茨城県報

第 2398 号

平成24年7月2日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	1
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	2
●大規模小売店舗の廃止の届出 (中小企業課)	2
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	3
●道路の区域の変更 (3件) (道路維持課)	3
●道路の供用の開始 (道路維持課)	5
●海岸法に基づく規制区域、指定物件及び規制期間の指定 (河川課)	5
●土地改良区役員の就退任 (2件) (農林事務所)	7
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●選挙管理委員会第7回定例会の招集	9
(監 査 委 員)	
●外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	9
公 告	
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	10
●開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課)	10
●軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所)	12
(警 察 本 部)	
●平成24年度茨城県警察官採用試験 (第2回) の実施	12

告 示

茨城県告示第757号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852100056	キッズハウス くるみ	ひたちなか市松戸 町 1-11-3	株式会社 フレ ーズ	那珂市菅谷4384- 1	平成24年 7月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第758号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条の30の規定により告示する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0830101390	自立生活センタ ー・イロハ	水戸市赤塚一丁目 1970番5 K T Mビ ル 1 B	特定非営利活動 法人全国重度障 害者相談支援協 会	東京都小平市花小 金井南町一丁目18 番25号 N R 花小 金井駅前 1階 A 1号 室	平成24年 7月1日	地域移行支援 地域定着支援

茨城県告示第759号

大規模小売店舗地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

有限会社ハクト恒産

代表取締役 白 戸 敏 子

(2) 住所

古河市西牛谷101番地の1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

5588KOGA

古河市西牛谷杉の下610-1 外

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

8,254㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成24年6月19日

(5) 変更の理由

廃業のため

3 届出年月日
平成24年 6 月20日

茨城県告示第760号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成24年 7 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザひたち野うしく
牛久市ひたち野東二丁目 7 番地 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成24年 5 月24日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後10時30分

(変更後) 午前 9 時30分～翌午前 0 時30分

(3) 届出年月日

平成24年 5 月14日

2 市町村の意見

意見なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年 7 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 桜川土浦自転車道線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市小田字中城 2372番1から つくば市小田字中城 2300番2まで	旧	メートル	メートル	43
		最大	53.0	
		最小	10.0	
		(A)		
	(B)	最大	57.0	47
		最小	3.0	
新 (A)	最大	53.0	43	迂回路撤去
		最小	10.0	

茨城県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十王里美線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市上深萩町 1531番4地先から 常陸太田市上深萩町 1535番地先まで	旧 (A)	メートル	メートル	69
		最大	15.3	
		最小	12.0	
		(A)		
	新	最大	15.3	69
		最小	12.0	
(B)	最大	21.0	66	
	最小	5.5		

茨城県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手谷中線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市青柳字屋敷通 47番地先から 取手市谷中字沼田 83番1地先まで	旧 (A)	メートル 最大 19.6 最小 6.0	メートル 2801	
取手市青柳字屋敷通 47番地先から 取手市谷中字沼田 83番1地先まで	(A) 新	最大 19.6 最小 6.0	2801	バイパス新設
取手市井野字前土井 975番2から 取手市桑原字三升蒔耕地 1258番3まで	(B)	最大 51.8 最小 12.8	714	

茨城県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成24年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 十王里美線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市上深萩町1531番4地先から
常陸太田市上深萩町1535番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月2日

茨城県告示第765号

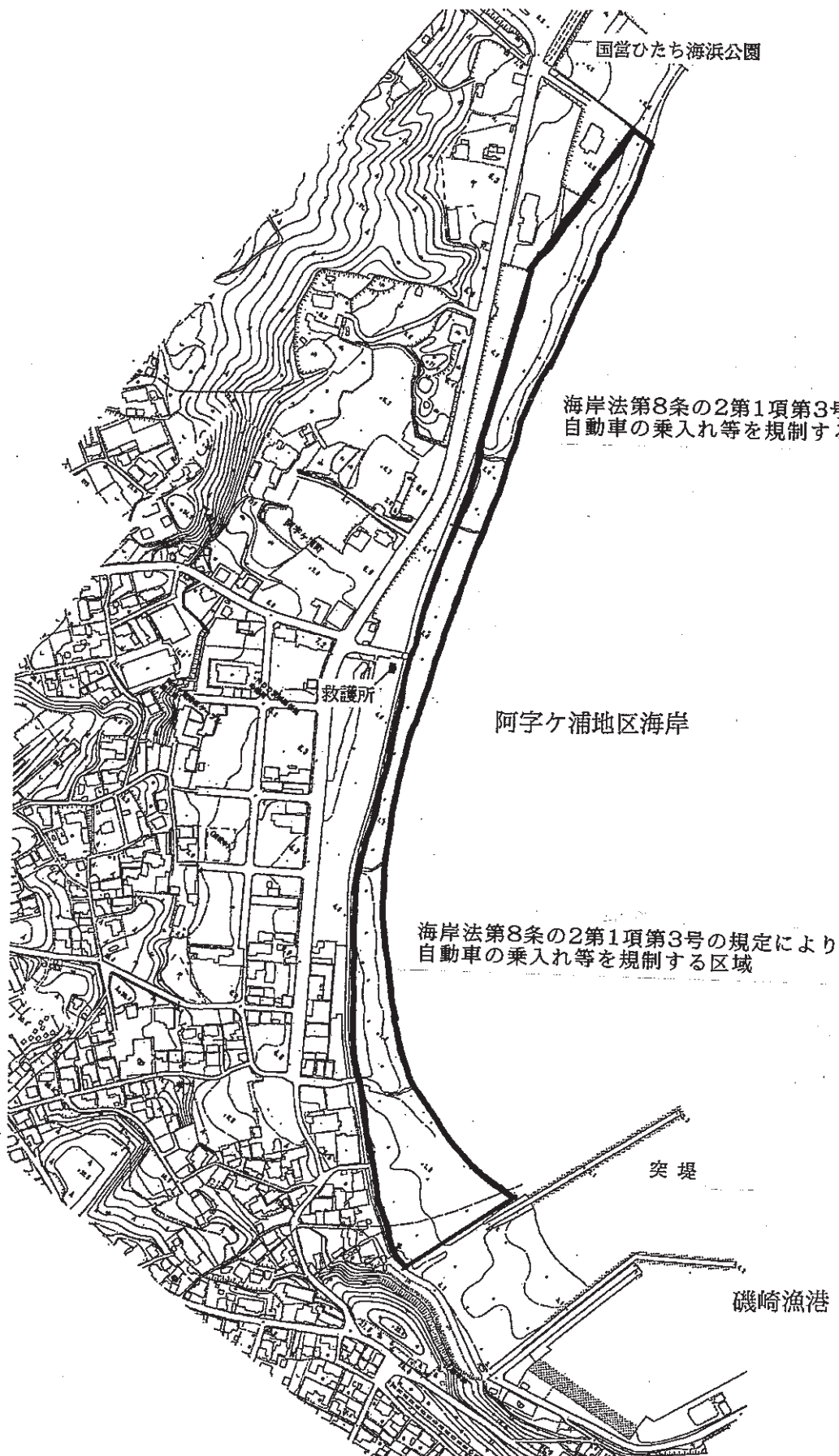
海岸法（昭和31年法律第101号）第8条の2第1項第3号の規定により、海岸保全区域内の公共海岸について、自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置することを規制する、区域、物件及び期間等を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公示する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 規制する区域
茨城沿岸ひたちなか海岸阿字ヶ浦地区海岸のうち、国営ひたち海浜公園との境界の延長線からひたちなか市磯崎町の磯崎漁港突堤との境界の延長線までの範囲の公共海岸（別添図面のとおりに）
- 2 指定する物件
自動車（救急車等の緊急自動車、人命救助のため水上バイク等を運搬する自動車及びごみ収集車等を除く。）、オートバイ及びサンドバギー車
- 3 規制する期間等
平成24年7月14日から同年8月19日までの毎日午前8時から午後5時まで



海岸法第8条の2第1項第3号の規定により
自動車の乗入れ等を規制する区域

阿字ヶ浦地区海岸

海岸法第8条の2第1項第3号の規定により
自動車の乗入れ等を規制する区域

突堤

磯崎漁港

茨城県告示第766号

行方市玉造甲429番地の1に事務所を置く鳥名木土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年7月2日

茨城県鹿行農林事務所長 小林 達也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	成 寫 常 松	行方市玉造甲3395番地
〃	根 本 勝 雄	〃 〃 2351番地 1
〃	岡 里 敏 雄	〃 手賀3334番地
〃	渡 辺 洋 一	〃 玉造甲3398番地
〃	中 澤 侯 晴	〃 手賀2633番地
〃	関 口 忠	〃 玉造甲2582番地
〃	齊 藤 正 治	〃 〃 2744番地 3
〃	仲 島 新 一	〃 〃 3386番地 2
〃	仲 島 美 伯	〃 〃 3412番地
〃	宮 河 晃	〃 手賀3975番地 7
〃	茂 木 清	〃 玉造甲3343番地 1
〃	市 村 弘	〃 〃 3594番地
〃	岡 里 文 男	〃 手賀3390番地
〃	額 賀 隆	〃 〃 3144番地 2
監 事	茂 木 瑞 弘	行方市手賀3321番地
〃	松 金 忠 一	〃 〃 3096番地
〃	飯 島 吉 信	〃 玉造甲3404番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 河 晃	行方市手賀3975番地 7
〃	額 賀 隆	〃 〃 3144番地 2
〃	中 澤 侯 晴	〃 〃 2633番地
〃	瀧 崎 三 喜 雄	〃 〃 3216番地
〃	茂 木 秀 雄	〃 玉造甲7053番地 2
〃	出 沼 廣 志	〃 手賀3313番地 1
〃	大 輪 明 弘	〃 〃 3355番地
〃	関 口 忠	〃 玉造甲2582番地
〃	齊 藤 正 治	〃 〃 2744番地 3
〃	渡 辺 洋 一	〃 〃 3398番地
〃	仲 島 新 一	〃 〃 3386番地 2
〃	仲 島 美 伯	〃 〃 3412番地
〃	飯 島 吉 信	〃 〃 3404番地
〃	市 村 弘	〃 〃 3594番地

職 名	氏 名	住 所
監 事	松 金 忠 一	行方市手賀3096番地
〃	茂 木 瑞 弘	〃 〃 3321番地
〃	成 島 智 美	〃 玉造甲3603番地

茨城県告示第767号

猿島郡境町に事務所を置く一の谷沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年7月2日

茨城県西農林事務所長 羽 部 順 行

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	長 野 元 明	猿島郡境町大字百戸1番地
〃	稲 垣 英 世	〃 〃 大字金岡2番地
〃	稲 垣 潔	〃 〃 〃 164番地
〃	石 塚 忠	〃 〃 大字浦向630番地
〃	荒 木 榮	〃 〃 〃 532番地 1
〃	田 沼 勝	〃 〃 〃 386番地 1
〃	宇田川 浩	〃 〃 〃 234番地
〃	齊 藤 保	〃 〃 大字染谷760番地
〃	高 嶋 薫	〃 〃 〃 763番地
〃	高 嶋 幸 男	〃 〃 〃 512番地 1
〃	齊 藤 伊佐夫	〃 〃 〃 645番地
〃	稲 垣 直 行	〃 〃 大字金岡373番地
〃	稲 垣 弘	〃 〃 〃 290番地
〃	野 口 雅 之	〃 〃 大字一ノ谷36番地
〃	石 塚 幸一郎	〃 〃 〃 540番地
〃	野 口 良 一	〃 〃 〃 545番地
〃	野 口 信 男	〃 〃 〃 278番地 2
〃	田 口 勝 美	〃 〃 大字百戸1660番地 2
〃	大 野 久 男	〃 〃 〃 1590番地 3
〃	柿 沼 隆 志	〃 〃 〃 1619番地 3

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	長 野 元 明	猿島郡境町大字百戸1番地
〃	稲 垣 英 世	〃 〃 大字金岡2番地
〃	稲 垣 潔	〃 〃 〃 164番地
〃	石 塚 忠	〃 〃 大字浦向630番地
〃	中 村 信 行	〃 〃 〃 486番地 1

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 越 一 雄	猿島郡境町大字浦向403番地 1
〃	石 塚 昇	〃 〃 〃 271番地 2
〃	齋 藤 昭 市	〃 〃 大字染谷777番地 1
〃	齊 藤 辰 弥	〃 〃 〃 761番地
〃	齊 藤 竹 重	〃 〃 〃 285番地 2
〃	齊 藤 英 和	〃 〃 〃 643番地
〃	稲 垣 敏 夫	〃 〃 大字金岡325番地
〃	中 村 健 二	〃 〃 〃 246番地
〃	齋 藤 恒 俊	〃 〃 大字一ノ谷37番地
〃	石 塚 正	〃 〃 〃 542番地
〃	野 口 久 夫	〃 〃 〃 551番地
〃	齋 藤 春 雄	〃 〃 〃 271番地
〃	柿 沼 雄 一	〃 〃 大字百戸376番地 1
〃	大 野 武 志	〃 〃 〃 384番地 2
〃	柿 沼 寛	〃 〃 〃 540番地

~~~~~  
( 選 挙 管 理 委 員 会 )

#### 茨城県選挙管理委員会告示第45号

平成24年第7回定例会を次のとおり招集する。

平成24年7月2日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

#### 1 日 時

平成24年7月10日(火)午後1時30分

#### 2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

#### 3 議 題

- (1) 平成24年第9回定例会の日程等について
- (2) 政治団体の設立届出等の状況について
- (3) その他

~~~~~  
(監 査 委 員)

茨城県監査委員告示第1号

平成24年4月19日茨城県告示第489号で告示した包括外部監査契約に係る包括外部監査人の補助者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月2日

茨城県監査委員 白 田 信 夫

同 菊 池 敏 行
 同 小 沼 均
 同 齋 藤 良 彦

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 蛭田 清人

住所 茨城県水戸市見川 2 丁目 67 番地の 72

氏名 櫻井 友也

住所 茨城県水戸市元吉田町 1684-5 ポニートカーサ B 棟 202 号

氏名 小笠原 隆

住所 茨城県那珂郡東海村白方中央 2 丁目 4 番 17 号

氏名 中村 岳広

住所 茨城県水戸市五軒町 2 丁目 1 番 10-1301 号 レーベンハイム五軒町レジデンス

氏名 高橋 博之

住所 茨城県つくば市荻間 1241 番地 2 (研究学園 D 4 街区 2) パークハウスつくば研究学園けやきレジデンス
 壱番館 2305 号

氏名 佐藤 朋樹

住所 東京都足立区綾瀬二丁目 44 番 3-301 号

2 監査の事務を補助できる期間

平成 24 年 6 月 25 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 25 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成 24 年 8 月 22 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成 24 年 7 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 24 年 6 月 22 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日立太陽の家

(設立認証：平成 20 年 2 月 20 日、設立：平成 20 年 3 月 3 日)

3 代表者の氏名

清宮 侘子

4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市助川町 5 丁目 14 番 8 号

5 定款に記載された目的

この法人は、日立市及び近隣市町村で生活する心身障害児（者）に対して、日常生活や余暇活動等を支援することに関する事業を行い、日々の生活に潤いと生き甲斐を創造し、もってノーマライゼーションの理念に基づく、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月2日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字石原2986番1

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字大戸字石原2986番地1

遠 藤 拓, 遠 藤 理 恵

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字石原2986番3

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字大戸字石原2986番地3

加 藤 裕 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字石神内宿字東空津内2169番6, 同番7

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字稲田951番地（ドメイン950 201号）

中 野 博 之, 中 野 来 瑠 実

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀字横町1314番2, 1332番3の一部, 1333番の一部, 1333番2の一部, 字下宿1334番1の一部

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字実穀1333番地

松 尾 美 智 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字高崎字出羽川4番3

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字高崎 4 番地
関 学

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成24年 3 月 1 日以降無効とする。

平成24年 7 月 2 日

茨城県筑西県税事務所長 寺 田 芳 明

用 途	種 類	記号及び番号	枚 数	有効期間	販売業者の所在地及び名称
鉱物	100リットル	G702009	2 枚	平成24年 3 月 1 日	結城市結城281 (有) 津國屋商店
		G702010		平成24年 3 月 31 日	
鉱物	1,000リットル	J700811	1 枚	平成24年 3 月 1 日 ～ 平成24年 3 月 31 日	結城市結城281 (有) 津國屋商店

(警 察 本 部)

●平成24年度茨城県警察官採用試験 (第 2 回) の実施

平成24年度茨城県警察官採用試験 (第 2 回) を次により行います。

平成24年 7 月 2 日

茨城県警察本部長 萩 野 徹

◎第 1 次試験日 平成24年 9 月 16 日 (日)

◎受 付 期 間 【郵送・持参の場合】

平成24年 7 月 2 日 (月) ～ 8 月 15 日 (水) (消印有効)

【インターネット (電子申請) の場合】

平成24年 7 月 2 日 (月) 午前 9 時～ 8 月 13 日 (月) 午後 5 時 (受信有効)

◎職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

◎試験区分, 採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
男性警察官 A	28名程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成25年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人
女性警察官 A	6名程度	
男性警察官 B	40名程度	昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、警察官 A の受験資格に該当しない人
女性警察官 B	10名程度	

なお、上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎試験日時, 場所及び合格者の発表

区分	日 時	試験地	試験場	合格発表
第 一 次 試 験	9月16日(日) 午前9時から	水 戸	県立水戸第三高等学校	10月4日(木)午前10時(予定)に茨城県人事委員会事務局、茨城県警察本部、県内各警察署及びインターネット・ホームページに受験番号を掲示発表するほか、合格者のみに通知します。
		土 浦	県立土浦第一高等学校	
		筑 西	県立下館第一高等学校	
		鹿 嶋	県立鹿島高等学校	
第 二 次 試 験	〔身体検査, 体力試験, 適性検査〕 10月13日(土), 10月14日(日)のいずれか1日 〔口述試験〕 11月20日(火)～11月27日(火)のいずれか1日 ※ 日時及び試験場は、第1次試験合格者のみに通知します。			第1次試験, 第2次試験及び受験資格等の調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、発表は12月12日(水)午前10時(予定)に第1次試験合格発表の要領で行い、合格者のみに通知します。

(注) 試験場及び付近に自動車及び二輪車を駐車する場所はありません。

第1次試験場へは、必ず上履き及び下足を入れるビニール袋等を持参してください。

◎試験の方法及び内容

試験の方法		内 容	
第一 次 試 験	教 養 試 験 (120分)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式によりおおむね大学又は高校で履修した程度の問題を出題します。 (出題分野) 警察官A～社会科学, 人文科学, 自然科学, 判断推理, 文章理解(英語を含む。), 数的処理, 資料解釈 警察官B～国語, 社会, 数学, 理科, 文章理解(英語を含む。), 判断推理, 数的処理, 資料解釈	
	論(作)文試験 (80分)	文章による表現力, 課題に対する理解力等をみます。	
第二 次 試 験	第一 日 目	身 体 検 査	別表1の身体基準により身長・体重の測定, 視力・色覚検査, 胸部疾患, 伝染病疾患の有無等について, 医師による診察及び検査を行うとともに, 警察官として職務遂行に必要な身体機能を有するかどうかを検査します。
		体 力 試 験	腕立て伏せ, 上体起こし, 反復横跳び, 握力, 立ち幅跳び, 20メートルシャトルランの6種目を実施します。基準は別表2のとおりです。 ※ Tシャツ, ハーフパンツ型の運動着, 屋内用運動靴を持参してください。
		適 性 検 査	警察官として適性があるかどうかを検査します。
	第二 日 目	口 述 試 験	集 団 討 論
個 別 面 接			警察官として適するかどうかを個別面接により試験します。
資 格 調 査		受験資格の有無等について調査します。	

〈別表1〉身体基準

項 目	身 体 基 準	
	男性警察官	女性警察官
身 長	160cm 以上	150cm 以上
体 重	47kg 以上	43kg 以上
視 力	両眼とも, 裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。 (必要な方は, 眼鏡等を持参してください。)	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

◎試験の配点及び基準点

試験科目	配点(満点)	基 準
教 養 試 験	120点	満点の4割以上。ただし, 全受験者の得点状況により3割までの範囲内で引き下げることがあります。
論(作)文試験	60点	満点の4割以上
体 力 試 験	60点	満点の5割かつ別表2の種目別基準に満たない種目が3種目以上ないこと。

試験科目		配点 (満点)	基 準
口述 試験	集団討論	80点	満点の 4 割以上
	個別面接	160点	満点の 4 割 5 分以上

〈留意事項〉

- ※ 第 1 次試験における論 (作) 文試験の評定は、教養試験の基準を満たした人のみ行います。
- ※ いずれかの試験科目において基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

〈別表 2〉体力試験種目別基準

種目 性別	腕立て伏せ	上体起こし	反復横跳び	握 力	立ち幅跳び	20メートル シャトルラン
男性	19回	18回	41回	44kg	195cm	32回
女性	10回	12回	36回	26kg	143cm	19回

◎過去の論 (作) 文課題 (概要)

年 度	A 区 分	B 区 分
平成22年度	(特別・第 1 回) 警察の果たすべき役割と警察官となつて何がしたいか (第 2 回) 高齢者が被害者となる犯罪への対策	自分を向上させるために日々心がけていること
平成23年度	(第 1 回) 警察官に高い倫理観が求められる理由と、自分が実践していること (第 2 回) 東日本大震災から学んだ教訓	あなたが自信を持っていること

◎過去の集団討論課題 (概要)

年 度	A 区 分	B 区 分
平成22年度	(特別・第 1 回) 休日の分散化について (第 2 回) 茨城県のイメージアップについて	高校生がアルバイトをすることの是非について
平成23年度	(第 1 回) インターネットなどを介したコミュニケーションについて (第 2 回) 成年年齢引き下げの是非について	個人競技・団体競技 2 種類のスポーツの魅力や違いについて

◎受験手続

- 【郵送・持参の場合】と【インターネット (電子申請) の場合】で、それぞれ受付期間が異なりますので、注意してください。
- 外国の大学を卒業又は卒業見込みで受験される方は、受付期間中に卒業証明書等が必要となります。必ず期間内に必要書類を提出してください (詳細は採用フリーダイヤルへお問い合わせください)。

【郵送・持参の場合】

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書に所定事項を記入し、受験票の「郵便はがき」にあて先明記の上、50円切手を必ず貼って警察本部警務課、又は各警察署に持参してください。 ※ 申込みの際は、受験票の写真欄に写真を貼らないでください。 ・ 郵便で申し込む際は、警察本部警務課あて「簡易書留」等確実な方法を取り、封筒の表に「受験申込」と朱書してください。 (受験票は受付期間終了後、警察本部から発送します。受験票が9月10日(月)までに手元に届かない場合は、警察本部警務課採用係へ問い合わせてください。)
受付期間	<p>7月2日(月)～8月15日(水)</p> <p>郵送の場合は8月15日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。</p>

【インターネット(電子申請)の場合】

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず、下記(1)茨城県警察採用ホームページでインターネットによる申込方法及び注意点を確認した上で、下記(2)いばらき電子申請・届出サービスホームページで申込みをしてください。 ・ プリンターを持っていないなど、受験票をダウンロードして印刷できない方は、上記【郵送・持参の場合】で申込みをしてください。 ・ 使用するパソコンや通信回線の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。 ・ インターネットにより申込みをした方の受験票の取得方法や受験番号・試験場等の確認方法については、下記(1)茨城県警察採用ホームページで確認してください。
ホームページアドレス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記(1)及び(2)のホームページをご覧ください。 ・ (1)と(2)はリンクしていますので、まず、(1)をご覧になり、その後(2)へ進んでください。 (1) 申込方法及び注意点の確認 <茨城県警察採用ホームページアドレス> http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/05_syoukai/ibarakipc_site/index.html (2) 申込み <いばらき電子申請・届出サービスホームページアドレス> https://www1.asp-ibaraki.jp/e-home/SinseiPortal/toppage.do
受付期間	7月2日(月)午前9時～8月13日(月)午後5時(受信有効)

◎合格から採用まで

- 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に採用が決定されます。
- 採用は、原則として平成25年4月1日以降となります。
- 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。
- 平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みで受験した方は、卒業した場合のみ採用されます。
- 採用決定後は、巡査に採用され、初任科生として警察学校に入校し、6か月又は10か月間初任教養を受けた後、本人の特性等を考慮して県内の各警察署に配置されます。

◎試験結果の開示について

「茨城県個人情報保護に関する条例」に基づき、次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行っています。なお、電話による開示の請求はできません。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所
第 1 次試験	第 1 次試験不合格者 (本人に限る。)	各試験科目 の得点等及 び順位	合格発表の日から1 か月間の執務時間 内	茨城県警察本部警務部警務課 開示時間：午前8時30分～午後5時15分 (注) 県の休日(日曜日, 土曜日, 祝 日及び年末年始)は開示しておりませ ん。
第 2 次試験	第 2 次試験受験者全 員(本人に限る。)			

(注) 受験票及び本人であることを確認することができる顔写真付きの書類(運転免許証, 学生証等)を持参してください。

◎給与

学 歴	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	203,116円	184,370円	169,641円

(注) 金額については、平成24年4月現在のものです。

優秀な成績を取めた者には査定昇給があります。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、特殊勤務手当などがその人の条件によって支給されます。

期末・勤勉手当(ボーナス)は、年2回(6月, 12月)支給されます。

その他、勤務に必要な制服のほか、靴、ワイシャツ、ネクタイ、雨衣、手袋等が支給されます。

◎休暇

祝日、年末年始のほか、週休2日制(週当たり2日の休み)を実施しています。また、1年に20日間の年次休暇(有給)があるほか特別休暇もあります。

◎昇任制度

努力次第で上級警察官への道が開かれており、更に管区警察学校や警察大学校へ入校し、幹部としての教育を受ける機会が与えられています。

◎この試験についての問い合わせ先

茨城県警察本部警務部警務課 〒310-8550 水戸市笠原町978番6

電話 (029) 301-0110 (内線2632)

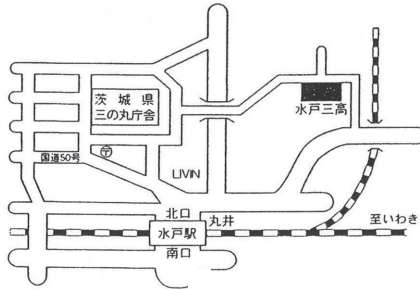
フリーダイヤル0120-314058 (サイヨーゴ・ハッピー)

又は県内最寄りの警察署、交番、駐在所

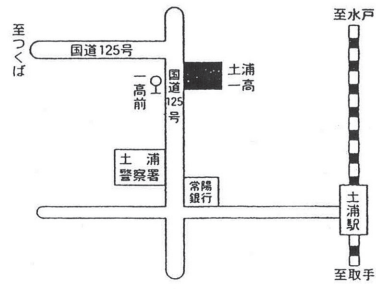
インターネット(採用HPアドレス http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/05_syukai/ibarakipc_site/index.html)により、採用試験等についての情報を提供しています。

各試験場案内図

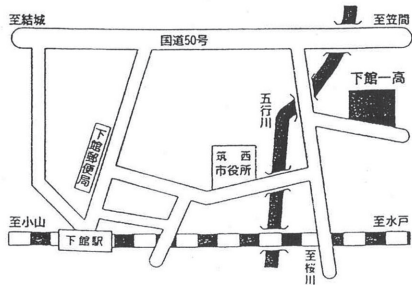
水戸試験場 水戸駅から徒歩で約7分



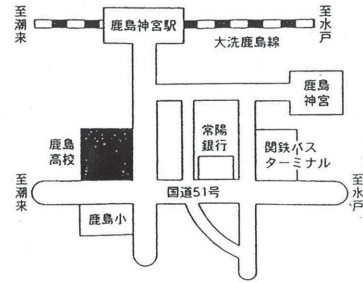
土浦試験場 土浦駅からバスで約20分



筑西試験場 下館駅から徒歩で約15分



鹿嶋試験場 鹿嶋神宮駅から徒歩で約5分



- ※ 試験場及び付近に自動車及び二輪車を駐車する場所はありません。
- ※ 試験場の収容能力の都合上、茨城県警察学校等で受験していただくこともありますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 第1次試験当日は、必ず受験票、筆記用具（HBの鉛筆3本以上、消しゴム、鉛筆削り）、上履き、ビニール袋（靴を入れるもの）、弁当を持参してください。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
 休日の場合は繰下発行（金 3,060円）

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)